

## グリーン購入の指針

### 1 目的

本方針は、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下、「グリーン購入法」という。）の規定に基づき、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を図るため、本市が大規模な事業者であり消費者でもある立場から、グリーン購入を推進することで、環境に出来る限り負荷をかけない施策の実現に寄与することを目的とする。

### 2 対象とする範囲

本市のすべての機関が行う物品購入等のうち、備品及び消耗品の購入並びに印刷の発注を対象とする。その他の製品やサービス・役務の分野についても、可能な限り本指針を運用する。

### 3 製品選択の基本原則

物品購入等にあたって、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを次に掲げる要件で選択し購入するものとする。

#### 【製造段階での環境配慮】

- ① 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ② 余材、廃材（間伐材等）を使用したもの

#### 【使用段階での環境配慮】

- ③ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ④ 修繕や部品の交換・詰替えが可能なもの
- ⑤ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

#### 【廃棄・リサイクル段階での環境配慮】

- ⑥ リサイクルや分別廃棄が容易なもの
- ⑦ 耐久性が強く、長期使用が可能なもの
- ⑧ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの

#### 【その他配慮】

- ⑨ 製造・使用・廃棄等の各段階で環境への負荷が大きい物質の使用、排出が少ないもの
- ⑩ 第三者機関の認定する環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、PETボトルリサイクル推奨マーク、国際エネルギースタープログラム等）を取得したもの

#### 4 その他

本指針の運用については、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達  
の推進に関する基本方針に準じるものとする。

附 則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

#### 《主な環境ラベル》



エコマーク



グリーンマーク



再生紙使用マーク



PET ボトルリサイクル推奨マーク



間伐材マーク



FSC 認証制度



国際エネルギースタープログラム



バイオマスマーク